

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 30 年 10 月 16 日  
日 本 証 券 業 協 会

## I. 趣旨

本年 5 月 28 日、本協会が主宰する「証券受渡・決済制度改革懇談会」において、我が国市場における株式等の決済期間短縮化（T+2 化）の実施予定日を、2019 年 7 月 16 日（火）（約定分）とすることとされた。また、東京証券取引所等において、当該 T+2 化に合わせて株式等の決済を約定日の 2 営業日後（T+2）に短縮することを決定している<sup>1</sup>。

今般、上記決済期間の短縮化に伴い、「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正を行うこととする。

## II. 骨子

- 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正  
株式ミニ投資の受渡期日について、約定日から起算して 3 営業日目とする。（第 14 条第 2 項）

## III. 施行の時期

この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）の実施日から施行する。

- ※ 本改正は、株式等の決済期間の短縮化という制度改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

- 本件に関するお問合せ先 エクイティ市場部（TEL 03-3667-8647）

---

<sup>1</sup> <https://www.jpx.co.jp/news/0080/20171026-01.html>

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 30 年 10 月 16 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>(約定日及び受渡日)</b> 第 14 条 株式ミニ投資に係る取引については、顧客から注文を受託した日（以下「注文日」という。）の翌営業日を約定日とする。 2 約定日から起算して<u>3</u>営業日目の日を受渡期日とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）の実施日から施行する。</p>	<p><b>(約定日及び受渡日)</b> 第 14 条 株式ミニ投資に係る取引については、顧客から注文を受託した日（以下「注文日」という。）の翌営業日を約定日とする。 2 約定日から起算して<u>4</u>営業日目（<u>権利落に係る銘柄の場合は 5 営業日目</u>）の日を受渡期日とする。</p>